

重要事項説明書

定期巡回・随時対応型訪問介護看護ひまわり
定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供開始にあたり、当事業所が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者の名称	株式会社明生ハートケア
事業者の所在地	四国中央市金生町下分1332番地
代表者氏名	長谷川 純子
電話番号	0896-22-3801

2 事業所概要

事業所の名称	定期巡回・随時対応型訪問介護看護ひまわり
事業所の所在地	四国中央市金生町下分1348番地1
管理者氏名	近藤 篤彦
電話番号	0896-22-3842
指定事業所番号	3891300307

3 事業の目的

医療法人明生会が開設する定期巡回・随時対応型訪問介護看護ひまわりが行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの適正な運営をするために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態にある利用者に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

4 運営の方針

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護ひまわりは、要介護状態等となった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- 2 事業の実施にあたっては、市、地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5 従業者の勤務体制と職務内容

職 種	人 数	区 分	勤務体制
管理者（オペレーター、 介護職員兼務）	1名	常勤兼務1	① 6：30～15：30 ② 7：00～16：00
計画作成責任者（オペレー ター、訪問介護職員兼務）	2名	非常勤兼務1	③ 8：00～17：00 ④ 9：00～18：00
訪問介護職員（定期・随時） （オペレーター兼務）	21名	常勤兼務1 非常勤兼務 20	⑤ 10：00～19：00 ⑥ 11：00～20：00
訪問介護職員（定期）	26名	常勤兼務1 非常勤兼務 25	⑦ 12：00～21：00 ⑧ 17：00～ 9：30
訪問看護職員（連携）	4名	常勤兼務	8：00 ～ 17：00

- 1 管理者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書の説明を行うほか、事業所の従業者の管理、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。
- 2 計画作成責任者は、利用者の心身の状態を把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう医療、看護その他の福祉サービスと連携し適切な定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書を作成します。
- 3 介護職員は、利用者の日常生活上必要な介護を行います。

4 看護職員は、利用者の心身状態を把握し、健康管理及び看護を行います。

6 営業日及び営業時間

営業日 365日（年中無休）
営業時間 24時間

7 通常の事業の実施地域

四国中央市の旧川之江市及び旧伊予三島市とする。

8 事業所が提供するサービス

1 オペレーションサービス

あらかじめ、利用者の心身の状況、環境等を把握したうえで、随時、利用者またはその家族の通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う。緊急な通報を受けて適切な対応をとります。

2 定期巡回サービス

利用者の尊厳を保ち、可能な限り在宅での生活を送ることができるよう、居宅サービス計画に沿って、定期的にサービスを提供します。入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行います。

3 随時対応サービス

利用者に対し、24時間対応可能な窓口を設置し、当該窓口利用者からの電話回線やその他の通信装置による連絡または通報を受け、内容に応じて相談や訪問等の対応をいたします。内容の緊急性で優先順位を決めて対応します。

4 その他のサービス

居宅介護支援事業者及び他の介護サービス事業者などへの連絡、調整を行います。定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書の作成。必要に応じて、サービス内容の変更を柔軟に行います。

9 利用料と支払い方法

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用料金（介護保険給付サービス利用者負担金）は、介護度により異なります。以下は1か月あたりの自己負担額です。

	区分支給限度額	介護のみ利用される方	介護・看護の両方利用される方
要介護 1	16,765円	5,446円	2,961円
要介護 2	19,705円	9,720円	
要介護 3	27,048円	16,140円	
要介護 4	30,938円	20,417円	
要介護 5	36,217円	24,692円	3,754円

※上記の金額は1割負担の金額となります。

※サービス付き高齢者向け住宅ぬくもりにご入居の方は、上記の料金より月額600円を引いた額となります。（同一建物減算）

※看護利用料は連携先の訪問看護事業所 訪問看護「ひまわり」からの請求となります。

2 加算料金（契約内容により適用外のものもあります）

総合マネジメント加算Ⅰ 1,200円（月額）
初期加算 30円（利用開始から30日間適用）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 750円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の137／1,000を加算
介護職員特別処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の63／1,000を加算
介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の24／1,000を加算
＜訪問看護での加算＞
訪問看護緊急時対応加算（看護） 600円（月額）
訪問看護特別管理加算（Ⅰ・Ⅱ） Ⅰ：500円 Ⅱ：250円（月額）
退院時共同指導加算 600円（1回限り）

その他おむつ等は、自己負担となります。

3 支払い方法

銀行引き落としの場合は、翌月27日に利用者の指定の口座から引き落とします。
銀行引き落としができない方は、毎月20日までに事業所窓口にてお支払い下さい。

10 利用に際しての留意事項

- 1 サービス利用にあたっては、医師の診断や日常生活の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるようにして下さい。
- 2 利用者が、サービスの中止（休む場合）をする場合は、速やかに定期巡回・随時対応訪問介護看護ひまわりまでご連絡下さい。
- 3 月途中からの新規利用開始、月途中でのサービス終了の場合のみ、日割り計算での利用料金の請求となります。

11 合鍵の管理について

- 1 随時対応の緊急訪問が適切に行えるように合鍵を預かります。預かった鍵は、事業所のキーボックスに保管します。
- 2 合鍵の紛失、盗難等の事故が起きた場合は、速やかに対処し、ご通知いたします。
- 3 サービス終了時や返却のご要望があった場合は速やかに対処し、ご通知いたします。
- 4 スペアーキー作成の必要がある場合は、費用は利用者負担となります。
- 5 合鍵の預かりの同意を、鍵預書にて行います。

12 苦情申立の窓口

サービスに関する相談や苦情については、下記に記す当事業所担当窓口、行政機関で当事業所に対する相談・苦情の受付対応を行っておりますのでご相談下さい。

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 ひまわり	担当者：近藤 篤彦 電 話：0896-22-3842 時 間：8：00～17：00（月曜日～土曜日）
四国中央市 介護保険課	四国中央市三島宮川4丁目6番55号 電 話：0896-28-6025 時 間：8：30～17：15（月曜日～金曜日）
愛媛県国民健康保険 団体連合会	代表・総務課 愛媛県松山市高岡町101番地1 電 話：089-968-8800 時 間：8：30～17：15（月曜日～金曜日）

13 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人明生会長谷川病院
理事長名	長谷川 一朗
所在地	四国中央市金生町下分1249番地の1
電話番号	58-5666
診療科	内科・外科・その他
入院設備	有り
協力関係の概要	利用者の状態に急変があった場合

14 感染症予防及び感染症発生時の対応（衛生管理を含む）

事業所は、施設における感染症の発生または食中毒の予防及び蔓延防止の為、必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

- ① 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事務所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
- ④ 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。

- ⑤ 職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1.5 事業継続計画の制定について

- ① 感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.6 非常災害時の対策

- ① 消防計画は、別に定めています。（防火管理者 天高 剛）
- ② 避難訓練は、年2回、火災、地震等を想定した訓練を行います。
- ③ 防災設備： 自動火災報知器・非常通報装置・煙感知器・ガス漏れ遮断機・誘導灯
スプリンクラー・避難階段・防火扉・シャッター・屋内消火栓
漏電火災報知器・非常用電源

1.7 事故発生時、緊急時の対応と損害賠償

- ① 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- ② 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- ③ 損害賠償について事業所は、万が一の事故発生に備えて日新火災海上保険株式会社の統合賠償責任保険に加入しています。
- ④ 通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医と家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

1.8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権擁護、虐待防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待棒に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	近藤 篤彦
-------------	-------
- ② 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 職員に対して、虐待を防止するために定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当事業所従業員又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

令和 年 月 日

定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供に際し、本書面に基つき、重要事項の説明を行いました。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護ひまわり

説明者氏名 近藤 篤彦

本書面に基つき、サービス内容と、重要事項の説明を受けました。

利用者氏名

代理人